



医療機関版

## NEWS LETTER

2023年1月号

社会保険労務士法人MIKATA

札幌市中央区北4条西17丁目1-10グリーンヒルズ2階

TEL : 011-616-8177 / FAX : 011-644-6675

URL : <http://honma-office.jp/>

Topic

## 電子処方箋 始まってから困らないために

2023年1月より、電子処方箋の運用が始まります。今回は、厚生労働省が実施した説明会や公表されているFAQより、処方箋の発行や薬剤情報の閲覧、重複投薬等チェックについてまとめました。



## 処方箋の発行と閲覧について

電子処方箋の導入後は、

- ① 電子処方箋にするか紙の処方箋にするか
- ② 過去のお薬情報の提供に同意するか否かを患者自身が選択します。

①については、顔認証付きカードリーダーで選択する方法以外にも、窓口や診察室でスタッフや医師が口頭で確認する方法も認められています。電子処方箋を選択した場合は、引換番号を記載した処方内容（控え）を患者に渡します。電子処方箋の有効期限は、従来と同様、特に記載（記録）がある場合を除き、交付日を含めて4日以内となります。

②については、顔認証付きカードリーダーによる選択が必要です。健康保険証による受付の場合はこの同意の確認プロセスがありませんので、薬剤情報を閲覧することはできません。なお、処方元の医療機関においては、患者の同意の有無にかかわらず、発行した処方箋に対する調剤結果（疑義照会を行い変更された処方内容も含む）を参照・取込することができます。

## 重複投薬等チェックについて

このチェックは必ず行うこととなっています。医療機関においては、処方内容を確定するタイミングで実行される仕様ですが、任意のタイミングで行うことも可能です。チェックでは、重複投薬と併用禁忌がないかを確認します。投与日数や疾病と薬剤の禁忌等の確認は行われませんので、ご注意ください。

また、チェックの対象となるのは、**保険適用の医薬品のみ**です。同一医療機関・薬局で調剤された薬剤はチェックの対象外に設定されていますが、医療機関・薬局でチェック対象とすることができます。

このチェックは、**患者の同意の有無にかかわらず行うこと**となっていますが、同意がない場合は、過去のどの薬剤と重複・禁忌に当たるのかまでは確認できません。

電子処方箋に関する最新情報は以下のサイトでご確認ください。

厚生労働省「電子処方箋」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/denshishohousen.html>

ご案内した内容は、2022年8月26日掲載のFAQによるものです。

## 診療科目別にみる一般診療所数の推移

一般診療所の施設数は、全体として増加を続けています。では診療科目ごとではどうでしょうか。ここでは厚生労働省の調査結果※から、診療科目別の一般診療所施設数の推移をみていきます。

### 内科が6.4万施設で最多に

上記調査結果から、診療科目別の施設数について、過去3回分の調査結果をまとめると下表のとおりです。

2020年時点で最も施設数が多い診療科目は内科で、全国に約6.4万施設あります。次いで小児科が約1.9万施設となっています。その他、消化器内科（胃腸内科）、循環器内科、整形外科、皮膚科、外科、リハビリテーション科が1万施設を超えています。

### 診療科目の半数程度が減少

2017年から2020年の増減率では、一般診療所全体は1.1%の増加でした。診療科目別にみ

ると、救急科が30.4%で最も高く、次いで病理診断科が25.0%の増加でした。いずれも全国で100施設に満たない数ではありますが、2014年以降で増加を続けています。また、増減率が10%以上となったのは、美容外科を除くと、いずれも1,000施設未満の数が少ない診療科目でした。

2017年と2020年に続けて減少した診療科をみると、小児科や外科、消化器内科（胃腸内科）、循環器内科、整形外科、リハビリテーション科といった、施設数が1万を超える診療科目が含まれています。

貴院を取り巻く市場環境を考える際の、資料等になりましたら幸いです。

診療科目別一般診療所数の推移(重複計上/施設、%)

	2014年	2017年	2020年	増減率		2014年	2017年	2020年	増減率
一般診療所	100,461	101,471	102,612	1.1	気管食道外科	448	402	390	-3.0
内科	63,888	63,994	64,143	0.2	消化器外科(胃腸外科)	1,237	1,188	1,131	-4.8
呼吸器内科	7,894	7,813	7,625	-2.4	泌尿器科	3,726	3,741	3,763	0.6
循環器内科	13,097	13,057	12,807	-1.9	肛門外科	3,246	3,113	2,920	-6.2
消化器内科(胃腸内科)	18,658	18,256	17,731	-2.9	脳神経外科	1,736	1,811	1,804	-0.4
腎臓内科	1,720	1,962	2,154	9.8	整形外科	12,792	12,675	12,439	-1.9
脳神経内科	3,065	3,120	2,613	-16.3	形成外科	1,958	2,046	2,167	5.9
糖尿病内科(代謝内科)	3,273	3,870	4,196	8.4	美容外科	1,128	1,233	1,404	13.9
血液内科	424	445	476	7.0	眼科	8,260	8,226	8,244	0.2
皮膚科	12,328	12,198	12,410	1.7	耳鼻いんこう科	5,870	5,828	5,783	-0.8
アレルギー科	7,241	7,475	7,724	3.3	小児外科	383	369	372	0.8
リウマチ科	4,403	4,410	4,390	-0.5	産婦人科	3,105	2,976	2,826	-5.0
感染症内科	399	397	409	3.0	産科	364	351	317	-9.7
小児科	20,872	19,647	18,798	-4.3	婦人科	1,907	1,829	1,839	0.5
精神科	6,481	6,864	7,223	5.2	リハビリテーション科	12,198	11,834	11,458	-3.2
心療内科	4,577	4,855	5,063	4.3	放射線科	3,865	3,367	3,031	-10.0
外科	13,976	13,076	12,405	-5.1	麻酔科	2,143	2,008	1,943	-3.2
呼吸器外科	153	150	165	10.0	病理診断科	40	56	70	25.0
心臓血管外科	318	386	444	15.0	臨床検査科	45	63	73	15.9
乳腺外科	664	796	852	7.0	救急科	37	56	73	30.4

厚生労働省「令和2(2020)年医療施設(静態・動態)調査(確定数)・病院報告の概況」より作成

※厚生労働省「令和2(2020)年医療施設(静態・動態)調査(確定数)・病院報告の概況」

全国の医療施設を対象にした調査で、静態調査は3年に1回実施されます。ここで紹介したデータは静態調査の結果によるものです。なお脳神経内科は、2019年までは神経内科として把握していたということです。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/iryosd/20/index.html>

## 医療機関でみられる 人事労務Q&A



### 『労働基準監督署が行う一般的な調査』



労働基準監督署から、労働条件に関する調査の実施について書面が届きました。当院では、書面に記載されている準備書類である 36 協定届などを毎年届出していて、労働基準法を遵守していると認識していますが、どのような「調査」が行われるのでしょうか？



今回の労働基準監督署の調査は、「定期監督」と呼ばれるものと思われます。対象事業所を無作為に抽出し、就業規則や 36 協定などの書類を確認し、法令違反の事実がないかをチェックします。そこで問題が発見されなければ、調査は終了となります。万が一、法令違反が見つかった場合は、行政指導の対象となり、勧告・指導され是正することが求められます。

#### 詳細解説：

#### 1. 労働基準監督署が実施する調査

労働基準監督署（以下、労基署）は、事業所が労働基準法や労働安全衛生法などの法律に則った運用をしているかどうかを確認するため、事業所への調査（りんけん臨検監督）を行っています。今回はこの調査の一つで、「定期監督」による調査だと思われます。



この調査は、厚生労働省の方針に基づいて作成される各都道府県の労基署の年間計画に基づき実施され、調査の対象事業所が任意で決定されます。今回のように、書面で調査のお知らせが届き事業主などが直接労基署へ出向く場合のほか、監督官が予告なしで事業所を訪れて調査を実施することもあります。

#### 2. 調査方法と指導

調査は、持参することが求められる書類を元に、法令違反がないかの確認により行われ

ます。例えば、労働時間については、36 協定届が毎年届出されているか、タイムカードを元に 36 協定で締結した限度時間を超えるような時間外労働が発生していないかなどの確認が行われます。そこで法令違反やその疑いが見つかった場合は、故意であるか否かにかかわらず、是正勧告や指導が行われ、医院は是正や改善を実施し、報告を行うことが求められます。

特に法令違反がない場合は、指導事項なしとして終了しますが、是正勧告や指導が行われたときには、原則として、指定される期日までに是正や改善をしなければなりません。万が一、法令違反として認められた事項を指定された期日を超えて放置した場合は、送検や起訴の対象となることもあります。

日頃から労務管理に関する法令遵守の意識や整備を徹底しておくことはもちろん、調査にも真摯に対応するようにしましょう。



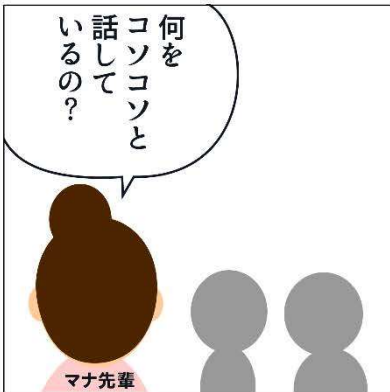
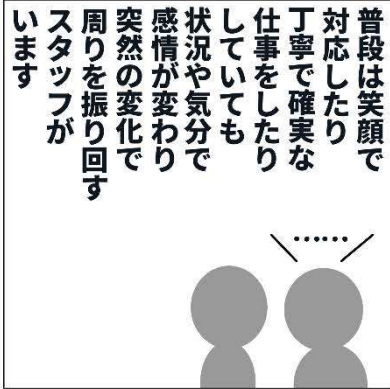
# 事例で学ぶ 4コマ劇場

## 今月の接遇ワンポイント情報

### 『感情安定性』



#### 感情安定性



#### ワンポイントアドバイス

人間の『考え』『感情』『行動』は、互いに影響し合っています。どこかが安定を欠いていれば、他も安定を欠いていくものです。

どうやらアイさんは、苦手な仕事をしているときは感情安定性に欠けるようです。自分でもわかっているのでしょうか。文句を言うことを恐れて無口になるようですが、返事すらしなくなって他のスタッフに迷惑をかけてしまうのは、困りものです。

“感情安定性”。これは、**人から信頼を得るための要素**であることを理解しておきましょう。

どんなに早くて確実な仕事のできる人であったとしても、また笑顔で気持ちのよい対応ができる人であったとしても、状況や気分でコロコロと感情のスイッチが変わってしまえば、アイさんのように、周りを振り回すため“信頼を欠く”ことに繋がるのです。職場では特に、多くの人に影響が及ぶますので、感情をセルフコントロールすることが重要です。

職場内外を問わず、ぜひ感情安定性が高いと思われる人を探して、深く観察してみてください。必ずそこには、他者に対する敬意や尊重の度合い、他者と自分の優先順位など、考え方の違いがあります。

“感情安定性”を高めると、周りからの信頼が厚くなり、仕事にやりがいを持てるようになります。人間関係がよくなるため、忙しいときにもスムーズに仕事が進みます。このような心地よいチームワークを築くことが、患者様からの大きな信頼に繋がるでしょう。